

# 幕別町ふるさと納税公式SNS運用方針

## 1 目的

幕別町（以下、「本町」という。）では、インターネット上のソーシャルネットワーキングサービスであるX・Instagram・Facebook（以下「幕別町ふるさと納税公式SNS」という。）を利用し、ふるさと納税に関する情報や地域の魅力を積極的に発信することで、本町のPRだけでなくイメージアップを図り、本町への愛着の醸成、ファン層の獲得を目的に幕別町ふるさと納税公式SNSを運用する。

当SNSを通じての情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱が生じないよう、次のとおり運用方針を定める。

## 2 運用について

（1）次のSNSにおいて、アカウントを取得し運用する。

ア X：幕別町ふるさと納税【公式】

アカウント名：@makubetsu\_furu

イ Instagram：幕別 ふるさと納税

アカウント名：@makubetsufurusato

ウ Facebook：幕別 ふるさと納税

アカウント名：@makubetsufurusato

（2）運用体制

ア 運用管理者：幕別町経済部商工観光課

イ 運用担当者：幕別町経済部商工観光課に属する職員及び運用管理者が認めた者

## 3 禁止事項

幕別町ふるさと納税公式SNSに対し、禁止事項に関する投稿（リプライ・リツイート・リポスト）、シェア、ダイレクトメッセージ等を行ってはならない。

次の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など本町または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他の利用者、第三者等になりますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・本町の発信する内容の一部又は全部を改変するもの

- ・本町の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、本町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

#### 4 免責事項

- ・幕別町ふるさと納税公式SNSの掲載情報の正確性については万全を期しているが、本町は、利用者が幕別町ふるさと納税公式SNSの情報を用いて行う行為について、一切責任を負わない。
- ・本町は、利用者により投稿された全てのコンテンツについて、一切責任を負わない。
- ・本町は、幕別町ふるさと納税公式SNSに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は本町に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、本町に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- ・リンク等により他の機関・企業・団体が管理・運営するサイトへ移動する場合がある。移動先のサイトは各機関等がその責任で管理・運営するものであり、本町は移動先のサイトの内容について、また、利用者がそれらの情報を用いて行う行為について、一切責任を負わない。
- ・幕別町ふるさと納税公式SNSのアカウント運営は、予告なく終了する場合がある。
- ・以上のはか、幕別町ふるさと納税公式SNSに関連して生じたいかなる損害についても、本町は一切責任を負わない。

#### 5 著作権

- ・幕別町ふるさと納税公式SNSの投稿中に記載されている写真、イラスト、音声、動画および記事などの著作権は、本町または正当な権利を有する者に帰属する。
- ・投稿内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合及び「リツイート」や「シェア」等ソーシャルメディア提供機能を使用するなど、転載の対象となる投稿内容を改変せず出所を明記する場合を除き、無断使用・無断転載を禁じる。なお、引用を行う場合は必ず出所を明示することとする。

#### 6 個人情報

幕別町ふるさと納税公式SNSアカウントを通じて、ユーザーの個人情報を取得する場合は、「幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月16日条例第37号）」に基づいて、適切に管理する。

#### 7 運用方針の周知・更新等

本方針は幕別町ホームページにおいて周知し、必要に応じて事前に告知なく更新するものとする。

#### 附 則

この方針は、令和8年1月5日から施行する。